

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ コンピュータの研修費用

Q：ウィンドウズ95やインターネットなどパソコンブームですが、当社もこのブームに乗り遅れないために社員をパソコンの研修会に参加させようと思っています。その時の費用は源泉徴収しなくてもよいですか。

A：世の中の不景気を尻目にパソコン業界は、ウィンドウズ95の発売もありやれパソコン通信だ、やれインターネットだと賑やかです。

さて、社員をパソコンの研修会に参加させる費用ですが、一般的に会社から役員または社員に対して支払われる技術習得費用、学資金等は、雇用契約に基づく勤務の対価となりますので給与として課税されます。

ただし、会社がその業務の遂行上、直接必要であり、役員や従業員にその技術や学識または資格を習得させるための研修会、講習会に出席させた場合、これらにかかった費用は源泉徴収しなくてもよいことになっています。

したがって、ご質問の場合には所得税はかからないものと思われます。

また、この場合の費用は役員や従業員を通じて支払わず、会社から直接研修会等の開催会社に支払う方がいいでしょう。

なお、入社前の新入社員に研修会に参加させ、入社後にその費用をその新入社員に支払うような場合には、所得税の対象になり源泉徴収しなければなりません。

